

議事の経過

開議 午前 10 時

○吉川孝勇議長 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に、事務局長が諸般の報告をいたします。

事務局長。

○山崎富貴事務局長 本日の出欠状況を報告いたします。

定数 14 人、全員出席であります。

次に、教育長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年度の教育に関する事務の管理、執行状況の点検及び評価に関する報告書の提出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○吉川孝勇議長 これより日程に入ります。

日程第 1、報告第 17 号「専決処分の報告について」を議題といたします。ただいま議題となっております本件について、報告を求めます。

副市長。

○小松敏伸副市長 提案いたしました議案につきまして提案理由を説明いたします。

報告第 17 号「専決処分の報告」につきましては、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会において指定されている事項につきまして、専決処分を行いましたので、同条第 2 項の規定により報告を行うものであります。

平成 28 年 10 月 21 日、市道中道線で発生しました公用車による自動車物損事故に伴う和解及び損害賠償額を定めたものであります。損害賠償額は 4 万 6,400 円で、損害賠償の相手方は議案書に記載しておりますのでお目通しをお願いいたします。

この事故は同日午前 10 時 28 分頃、本市職員が市道中道線を公用車にて南進していたところ、矢ノ丸 4 丁目の量販店西側交差点において、相手方の家族が運転する普通自動車市道中道線を横断しようとした際に、北側の確認をせずに進入したことから市公用車に接触したところにより、市公用車の左側面及び相手側車両の前部を損傷させたものでございます。この事故に伴います過失割合は、相手側 80%、市側 20%で、相手方及び保険会社との協議が調ったことから速やかに損害賠償を行うため専決処分をしたものであります。なお、損害賠償の全額に損害保険が適用されることになっております。

職員には日ごろから安全運転に十分注意するよう喚起しておりますが、こうした事故のないようより一層の安全運転の指導の徹底に努めてまいります。以上で専決処分の報告といたします。

○吉川孝勇議長 日程第 2、特別委員会の中間報告を議題といたします。

阿佐線・国道整備促進特別委員会より、会議規則第 45 条第 2 項の規定により中間報告を行いたいとの申し出がっております。これを認めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)